PTA 規約細則

◆旅費 および活動費

規約第23条による旅費(校外の会議等の出席)については、次のとおり定める。 ただし、参加先より交通費・活動費が支給される場合は、当PTAからは支給しない。

- 1. 理事会・連絡会・分科会などへ本校代表として参加する場合に支給。 本人の希望で個人的に参加する場合は支給の対象にならない。
 - ・学校から乗合で行く・・車を出した人に300円支給
 - ・自宅から直接車で行く・・300円支給
 - ・自宅から公共交通機関を利用・・実費を支給
 - ・学校から公共交通機関を利用・・学校からの実費を支給
 - ・活動費・・500円
- 2. 全肢 P 大会参加費用については、「全・関肢 P 連大会補助費」より下記のとおり支給する。 < 交通費・宿泊費>
 - ・全国大会2名 関東大会2名とする。(対象者は保護者) ただし、超える希望者がいる場合は、抽選・話し合い等で決める。
 - ・交通費+宿泊費の上限は … 全国大会 5万円(2泊まで)
 - … 関東大会 3万円(1泊まで)とする。

交通費・宿泊費合わせて限度額内で収まる場合は全額支給するが、参加者が多い場合は、上限額を人数で均等割りにして支給する。

ただし担当校等での出席(必須)の場合は、交通費は全額支給、必要経費(参加費、宿泊費等)も状況に応じて支給する。

- 3. 特別の場合(発表校、開催県等)については、「全・関肢 P 連大会補助費」の中で、積み立てる。
- 4. 緊急の場合に限り、駐車場代・駐輪場代・タクシー代を支給する。(役員会での承認、実 費領収証を必要とする。)
- 5. PTAとして公的行事(必須)に参加の場合で、一時ケアを外部で利用した場合は、その 費用を支給する。

◆ 慶 弔

規約第24条による児童生徒及び会員の互助または慶弔については、次のとおり定める。

- 1. 慶弔の種類は次のものとし、それぞれについては表のとおりである。
- (1) 転退職記念 (2) 死亡弔慰

		転退職	死亡弔慰
会員 教職員	本人	花代として 1,000円	10,000円
会員 保護者	本人		10,000円

2. その他、必要に応じて役員会ではかり、会員に報告する。

◆ PTA会費

規約第17条によるPTA会費について、払い戻し及び中途転入時の会費徴収については以下のように定める。

- 1. 会費の払い戻しについて、児童生徒に関しては下記等の学籍が無くなった場合を対象とする。
 - ・転校(入所による転校も含む)・・・翌月から払い戻し
 - ・死亡 ・・・翌月から払い戻し
 - ・退会 ・・・退会届記入日の翌月から払い戻し
- 2. 教職員に関しては、退会・異動・退職・死亡時を対象とする。
 - ・異動・退職・死亡 ・・・翌月から払い戻し
 - ・退会 ・・・退会届記入日の翌月から払い戻し
- 3. 中途転入時の会費徴収は、児童生徒・教職員共に翌月から徴収。

◆ 予備費

規約第28条によるРТА会費の予備費について、以下のように定める。

- 1. PTA会員が共有して通常使用する消耗品や備品とは別に、臨時で購入が必要になった場合、以下の通り各会での承認を得て購入することができる。
 - ・1万円未満・・・役員会
 - ・1万円以上5万円未満・・・運営委員会
 - ・5万円以上・・・PTA総会
- 2. その他、臨時支出についても上記に準ずるものとする。

横浜市立中村特別支援学校PTA細則

昭和5	7年	9月	1 目	制定
昭和5	9年	4月1	8日	改正
平成	元年	4月2	6 日	改正
平成	3年	4月2	4 日	一部修正
平成	6年	5月1	1 日	改正
平成 1	2年	3月1	0 日	改正
平成 1	3年1	1月	5 日	一部改正
平成 1	4年	5月2	4 日	一部改正
平成 1	4年	9月1	3 目	改正
平成 1	6年	5月2	0 日	一部改正
平成 1	8年	3月	2 日	一部改正
平成 1	8年	4月2	7 日	一部改正
平成 1	9年	3月	5 目	一部改正
平成 2	0年	3月	6 目	一部改正
平成3	1年	4月2	6 日	一部改正
令和	2年	2月2	7 日	一部改正
令和	4年	2月2	4 日	一部改正
令和	5年	2月2	4 日	一部改正
令和	6年	2月2	7 日	一部改正